第九十一条の百二十七第一項	（略）	（略）	（略）
	同条第十三項	同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第十三項	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

（販売従事登録の申請）

第百十五条の八　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りではない。

一　（略）

二　申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（動物用医薬品登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに国籍等（同法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）を記載したものに限る。））

三　（略）

3　（略）

（登録販売者名簿及び登録証の交付）

第百十五条の九　販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍等）、氏名、生年月日及び性別

三・四　（略）

2　（略）

第六章　検査

（検査機関）

第百五十一条　（略）

（検査の申請）

第百五十二条　法第四十三条第一項又は第二項の医薬品、医療機器又は再生医療等製品の検査を受けようとする者（以下「出願者」という。）は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の種類ごと及び製造番号又は製造記号ごとに、別記様式第七十八号による検査申請書を動物医薬品検査所に提出しなければならない。

2　出願者は、当該品目に係る法第十四条、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二十五の承認を受けている製造販売業者又は当該品目に係る法第十九条の二の承認を受けている外国製造医薬品等特例承認取得者の選任する選任外国製造医薬品等製造販売業者、当該品目に係る法第二十三条の二の十七の承認を受けている外国製造医療機器等特例承認取得者の選任する選任外国製造医療機器等製造販売業者又は当該品目に係る法第二十三条の三十七の承認を受けている外国製造再生医療等製品特例承認取得者の選任する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者とする。

第九十一条の百二十七第一項	（略）	（略）	（略）
	同条第十一項	同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

（販売従事登録の申請）

第百十五条の八　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りではない。

一　（略）

二　申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（動物用医薬品登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））

三　（略）

3　（略）

（登録販売者名簿及び登録証の交付）

第百十五条の九　販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別

三・四　（略）

2　（略）

第六章　検定

（検定機関）

第百五十一条　（略）

（検定の申請）

第百五十二条　令第五十八条の申請書は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の種類ごと及び製造番号又は製造記号ごとに作成されていなければならない。

2　令第五十八条の出願者は、当該品目に係る法第十四条、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二十五の承認を受けている製造販売業者又は当該品目に係る法第十九条の二の承認を受けている外国製造医薬品等特例承認取得者の選任する選任外国製造医薬品等製造販売業者、当該品目に係る法第二十三条の二の十七の承認を受けている外国製造医療機器等特例承認取得者の選任する選任外国製造医療機器等製造販売業者又は当該品目に係る法第二十三条の三十七の承認を受けている外国製造再生医療等製品特例承認取得者の選任する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者とする。